

## 意見聴き取り調査票

(社団法人福島県建設業協会)

## 1 コンプライアンスへの取組みについて

- (1) 県では、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した入札制度を構築するため、不正行為を行った事業者に対しては厳しい対応を行っておりますが、貴団体として、不正行為を行うものを会員から出さないために、これまでどのようなことに取り組んでできましたか。取組みの実例をお聞かせください。

●不正行為は当然根絶しなければならず、県の不正行為を行った事業者に対する厳しい対応下では、経営存続は困難な状況になることが必至と思われる、本会では会員企業がそのような状況に陥らないための諸事業に取り組んでいる。

●平成18年の公共事業に絡む不祥事により、本会内に員外有識者による法令遵守等再生検討委員会を設置し、「会員企業の法令遵守への取組みと地場建設産業の総合的な改善及び向上等について」を検討・答申いただき、その内容に基づき諸事業に取り組んでいる。

●本会を含む全国建設業協会では、国民・社会からの信頼に応え、社会的責任を果たすために、CSR・コンプライアンス委員会並びに建設業CSR活動等検討専門委員会を設置し、各都道府県協会及び各会員企業が遵守すべき行動規範として「建設企業（団体）行動憲章」（資料1）を平成19年11月に策定・配布し、各会員企業のコンプライアンス推進の一助としている。

●また、法令遵守、環境、社会貢献等の幅広い観点から建設業におけるCSR活動のあり方等の検討を行い、会員企業、特に中小・中堅建設企業がCSRを理解し、企業の自発的活動として行動できる指針となる「建設業のCSR（企業の社会的責任）」を平成20年5月に報告書として取りまとめ配布、活用している。

●その報告書の応用編として労働問題等に視点をあてた企業責任について、安全問題検討専門委員会等で検討を重ねるとともに「建設工事に伴う企業責任（誇りある建設集団を目指して）」として平成20年8月に取りまとめ配布、活用している。

●本会は県建設産業団体連合会、建設業適正取引推進機構との共催により、会員企業を対象とした「建設業の適正取引に関する講習会」を定期的で開催し、法令等の遵守について常日頃から指導を行うとともに不正行為の根絶の啓蒙を図っている。

●また、本会は社会的公共性を認識し、国・県等発注機関、警察及び警察関係機関との連携によって、反社会的勢力である暴力団等による建設業に対する各種の不法・不当な行為を排除する目的で「暴力団等排除対策協議会」を平成22年10月に設置し、「暴力団等反社会的勢力の排除に関する宣言」を行っている。

●本会での上記取組みは、各会員企業のコンプライアンス推進の一助となっており、経営者の意識改革や危機管理によって社内規定・指針づくり、従業員への教育研修等で活用されるなど、実際に運用している会員企業が増加している。

- (2) 先日の贈収賄事件を受けて、貴団体として新たな取組みは必要とお考えですか。今後の取組みの予定についてお聞かせください。

●不正行為を行うものを会員企業から出さないため、上記の取組みを行っていただけに誠に遺憾であり、大変残念である。

●新聞などの報道を見る限り、どこにメリットがあったのか、何故このような事件がおきたのか不明である。平成18年の公共事業に絡む不祥事以降、贈収賄や談合等の不正行為が行われにくい入札制度に改革されていた筈である。

●本会としては、平成19年3月に員外有識者による法令遵守等再生検討委員会で答申いただいた内容を更に再確認しつつ、今後の不正行為の根絶に取組んで参りたい。

●なお、企業倫理の確立は、強制ではなく自主性等の意識改革が問題であることから、地道ではあるが本会が率先垂範し、継続的に啓蒙を図ることとしている。

## 2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

- (1) 現在の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準は、工事規模が小さくなるほど高くなるようにしていますが、このことについてどのようにお考えですか。

●工事規模が小さくなるほど、スケールメリットや工法等によるコスト縮

減の創意工夫余地の可能性が低くなることから、工事規模が大きなものより設定水準が高くないと利益は確保できないので当然である。

●本会が平成19年度から中小企業診断協会県支部に委託し実施している「県発注工事コスト実態調査」の結果でも、工事規模が小さいほど利益率が低下する傾向にある。

●東日本建設業保証が平成23年11月に発表した「建設業の財務統計指標（平成22年度決算分析）」によると、県内企業の平均売上高経常利益率は-1.76%である。さらに売上高別に見ると、1億円未満は-4.09%、1億円～5億円未満は-1.24%で、受注対象が小さい中小・零細建設企業、つまりは地元に着した建設企業が赤字となっており、適正な利益を確保するためには最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定水準をさらに引き上げる必要があると思われる。

●なお、工事規模のみで最低制限価格等の設定水準を決めるのではなく、工種や施工条件、施工箇所等によって単価や経費率が異なるので、それらを反映した設定水準を検討してほしい。また、小規模工事ほど諸経費に余裕がなく短期間で完成させなければならないので、設計変更等の協議申請については監督員の回答を早く出してほしい。

(2) 県の低入札価格調査制度について、御意見等があればお聞かせください。

●最低制限価格を設定することができないWTO案件及び総合評価方式による案件の低入札対策として、低入札価格調査制度は必要不可欠であり、新技術や新工法などを駆使してのコスト縮減を図ったものは適正とするものの、単なる歩切りを行ったコスト縮減は下請けや資機材業者の負担を強いることになるので、国土交通省スタイルのような、より厳格な審査を徹底いただきたい。

●低入札による不当廉売は産業全体をひっ迫させ、下請けや資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下や安全管理の不備などにつながるリスクの増大、更には中間検査や重点監督など1件工事にかかる行政のトータルコストが増加することなどを考えれば、現行の調査対象となった場合に契約保証金の引き上げや前払金の低減、配置技術者の複数配置の措置を講ずるばかりではなく、低入札工物件を抱える企業に対する減点措置、または低入札・辞退を幾度となく繰り返した企業は一定期間の入札参加ができないなどの制限措置を加えれば、より効果的な低入札対策に繋がるのではないかと。

### 3 総合評価方式について

- (1) 県では、元請・下請関係の適正化に向けた対策の一つとして、今後とも施工体制事前提出方式を活用していく考えですが、このことについてどのようにお考えですか。

●不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全の確保、良質な労働条件を確保するため、事前に履行能力や適正な元請・下請契約を確認することは、発注者の責務であり、元下間の対等な取引関係、健全な建設市場の形成には重要な施策であると考えている。

●しかしながら、入札公告から資料提出までの期間が短く、下請業者の選定を含め正確な工事内訳書を作成するまでの業務量が膨大で、提出書類も多いことから、受注見込みが低い場合は入札参加を諦めてしまう傾向にある。

●元請・下請関係の適正化に向けた対策として有効な方式ではあるが、入札参加者が限られてしまう現状の方式は運用すべきでなく、入札時の業務量の軽減や下請業者に要求される見積能力の向上、賃金支払い実態の確認手段、受注後の設計変更や工期変更への対応などの問題点・改善点がありますので、引き続き検討・検証をいただき、当面の間はこれまでの試行継続で対応をいただきたい。

●なお、試行の継続実施にあたっては、東日本大震災の復旧工事の増加に伴い、短期間での下請業者の選定が困難な状況から提出期間の延長など、柔軟な対応をお願いしたい。

- (2) 県の総合評価方式の特別簡易型の評価項目について、価格と価格以外の評価バランスを改善し、点数が固定化しやすい項目を組み替えるなどの評価基準の変更を行いました。このことについてどのようにお考えですか。

●点数が固定化しやすい特別簡易型の評価項目については、一昨年の意見聴き取り調査において抜本的な見直し・検討をお願いしていたところであり、このたび不断の見直しが実施されたことは評価される。

●総合評価方式の評価項目については、企業規模や地域の特性等により意見は異なり、以前から多種多様な意見・要望が寄せられており、このたびの評価基準の変更でも優位になる業者と不利になる業者に分かれてしまい、もうしばらく様子を見ないとわからないのが現状である。

●参考まで評価基準の変更前の公表結果に基づき、変更後の評価点分布がどのように変化するかをシミュレーション（資料2）してみた。なお、優

良工事表彰の廃止に伴い、新たに評価対象となった配置予定技術者の技術力については、配置する者によって変動することから、不確定要素として反映していない。よって、最高値は9点となる。

伺える傾向として、変更前の結果では18.5以上の極少数の入札参加者に落札が集中していたが、変更後では落札の可能性が高いと思われる8.5点と9.0点の入札参加者数が増加するとともに、配置する技術者等によって点数が固定化しにくくなることから、一定の企業に落札が集中することは減少すると思われる。

しかしながら、あくまでも変更前の評価点からのシミュレーション結果であり、正確には変更後の公表結果と対比しなければ本当のところは見えてこない。

(3) 県の総合評価方式について、その他御意見等があればお聞かせください。

●総合評価方式は価格と価格以外の多様な要素が考慮される入札方式であるが、当初から規模の大きな企業が評価を得やすく、その評価の高い企業に落札が偏っていることから価格以外の部分の要素が大きな力を持っている。特に中山間地域を支える企業は規模も小さく、評価も得にくい。また、都市部よりも受注量が減少しており、より厳しい経営環境となっているので、地域保全型工事等による振興策が必要である。

●このたびの東日本大震災等では、地場の建設業者がいなければ迅速な応急復旧作業などに支障をきたすことが浮き彫りになったと思われる。今後は、災害時の貢献度や災害対応の準備体制などの面での評価を向上してほしい。

●また、建設業者は建設投資額の減少に合わせ人員のスリム化を図っていたことから、大震災等の復旧工事の本格化に伴い、技術者や技能労働者等の不足が生じている。その結果、人員を確保するために労務単価が高騰しており、現在の設計単価では人員の確保が困難な状況となっているので、設計単価の見直しが不可欠となっている。

●今後とも、良質な公共工事を市場の適正価格で受注するための仕組みづくり構築のため、現制度等の検証を含め、社会経済の情勢変化や建設市場の環境変化、東日本大震災等に伴う復旧・復興工事個所数や規模などに応じた入札参加の条件や基準等の改善・見直しを行うことは重要である。

特に東日本大震災等からの早期復興を実現する上で、除染作業や被災者等雇用確保など地域経済の牽引役として建設業界が担う役割は非常に大きいことから、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待

するところである。

#### 4 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 元請・下請関係の適正化に向けた取組みは個々の企業が行うだけではなく、団体としてのコンセンサスも必要ではないかとの意見がありますが、貴団体として、元請・下請関係の適正化のために、これまでどのようなことに取り組んできましたか。取組みの実例をお聞かせください。

●国土交通省では「建設業法令遵守ガイドライン」策定や「駆け込みホットライン」設置、また県でも「元請・下請関係適正化指導要綱」制定や「下請け110番」を設け、元請・下請関係の適正化に取り組んでいることを十分認識し、会員企業が不適正な取引・契約等を行わないよう周知・徹底を図っている。

●また、設問1「コンプライアンスへの取組みについて」で記載したとおり、専門工事業者（下請け企業）等が所属する県建設産業団体連合会と共催した講習会を定期的を開催し、適正な取引・契約等について指導を行っている。

●一昨年の聴き取り調査において「発注件数の1割程度を抽出し、立入り調査を行える権限を発注者が持ち、是正勧告や悪質な場合には行政処分などのペナルティを科すなど、監視の強化策が必要」と求めてしていたことが、本年度下半期からの「下請状況実地調査」実施に繋がった。

●今後は、さらなる元請・下請関係の適正化を図るため、県建設産業団体連合会を構成する本会等の元請け団体と専門工事業等の下請け団体、製品納入団体等との協議会設置を検討し、引続き工事の品質確保や安全施工の向上、下請け・資材納入業者へのしわ寄せ防止等に取り組む予定である。

- (2) 下請側からは、下請金額について元請が常識的な金額を提示してくれないという意見がでておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

●そのような事実関係は確認できないが、全くないとも言い切れない。長年にわたる公共投資等の削減に加え、最近は改善に向かう入札制度改革ではあるが、過度な価格競争や安値受注の頻発による元請業者の収益悪化や設計労務単価の低下、支障物件の移転及び関係機関との調整不足による手待ち期間などが、元請・下請関係の適正化を阻害する要因となっている。

●公共工事の依存度が高い県内建設業者の平均売上高経常利益率（平成22年度決算分析）は、先に記載の財務統計指標のとおり-1.76%で東日本中



ワースト3位であり、多くの建設企業が赤字経営であることが窺える。また、同指標には平成22年2月の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引き上げ効果が反映されているが、利益率は引き続きマイナスであり、元請・下請関係の改善に至るまでの水準に達していないことや発注者の変更指示、額の決定の遅れも大きな要因と推定される。

●なお、元請・下請関係の適正化において、工事着手金及び前払金等の迅速な支払いを促進しているが、下請業者の倒産等により回収できなくなるなどがあり、そのリスク保全が困難なため代金支払いが遅れるケースがある。

## 5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

●一般競争入札の条件付けについては、過去の工事实績や工事規模ばかりを重視するのではなく、地域経済の活性化や地域雇用の観点からも地域に根ざした建設企業が受注しやすい環境となるような地域要件の検討をお願いしたい。

特に中山間地域においては、東日本大震災や会津豪雨災害、昨シーズンの大雪でわかるとおり、災害時の応急復旧対応や除排雪作業などを担う地元建設企業の存在が不可欠であり、地域住民の安全安心の確保の観点からのご配慮をお願いしたい。

●舗装工事の地域要件について、地域を支える地元企業の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。

(舗装工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
2千万円以上	県内	5千万円以上	県内
5百万円以上2千万円未満	隣接3管内	1千万円以上5千万円未満	隣接3管内
5百万円未満	隣接3管内	1千万円未満	管内

また、一般土木工事及び建築工事の地域要件における管内の金額範囲を引き上げてほしい。

(一般土木工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
1億円以上	県内	1億円以上	県内
3千万円以上1億円未満	隣接3管内	5千万円以上1億円未満	隣接3管内

1千万円以上3千万円未満	管 内	1千万円以上5千万円未満	管 内
1千万円未満	管 内	1千万円未満	管 内

(建築工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
5千万円以上	県 内	5千万円以上	県 内
1千万円以上5千万円未満	隣接3管内	1千万円以上5千万円未満	隣接3管内
5百万円以上1千万円未満	隣接3管内	5百万円以上1千万円未満	管 内
5百万円未満	管 内	5百万円未満	管 内

● 予定価格は、標準的及び平均的な設計積算に基づき算出される価格に過ぎないが、その価格（上限値）を超えないことが落札条件となっている。標準より優れた技術提案や現場条件に適した積算をした場合、予定価格を超える工事物件が多々あるので、予定価格を超えた金額でも契約可能となるよう予定価格の上限拘束性を撤廃してほしい。

東日本大震災等による復旧工事の本格発注に伴い、各地域では入札の中止や不調が増加傾向にあることから、その是正にも繋がると考えられる。

● 電子閲覧について、閲覧用設計書の電子化を推進いただき、全ての発注工事物件での早期適用をいただきたい。



# 建設企業(団体)行動憲章

「国民・社会からの信頼に応え、社会的責任を果たすために」

本会並びに各都道府県建設業協会・会員企業は、良質な住宅・社会資本整備の推進はもとより、地域経済社会における基幹産業として雇用の維持・確保をはじめ、国民の生命・財産を守るため、災害時における応急復旧活動や河川・道路等の環境保全活動など、建設業としての特性を生かした様々な社会貢献活動を積極的に実践している。

また、近年、「企業の社会的責任(CSR)」が企業評価の重要な要素となり、経済的利益のみを追求するのではなく、社会貢献、環境保全、法令遵守等の幅広い分野における社会的要請に積極的に応え、社会の持続的な発展を目指すことが喫緊の課題となっている。

建設業界が広く国民・社会からより信頼される産業となるためには、建設企業はこれまで以上に社会貢献、環境保全、法令遵守等の徹底に取り組む体制整備を全社的に図り、経営者をはじめ、従業員一人一人が適正な事業活動の推進に努め、地域における基幹産業としての使命と社会的責任を果たすことが強く求められている。

このため、本会では法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、各建設企業が倫理的側面に十分配慮し、経済・環境・社会の側面を総合的に捉えた適正な企業活動に取り組み、持続可能な社会の創造に資するため、平成六年に策定した『建設企業(団体)行動憲章』を改定し、本会並びに各都道府県建設業協会・会員企業の新たな行動規範として定め、その遵守・徹底を期する。

## 記

### 一、法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であり、社会の一員として建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、独占禁止法)等の関係法令を遵守し、社会からの信頼に応えるため適正かつ公正、透明な事業活動を行う。

特に、自由市場経済の基本原則である独占禁止法の遵守を徹底するため、独占禁止法遵守マニュアルの策定等経営者自らが率先垂範し社内体制を整備し、独占禁止法に抵触する営業活動等の根絶に向け企業倫理の構築に努める。

### 二、品質の確保

将来にわたって供用される有用で良質な住宅・社会資本等を国民に提供するとの使命を認識し、公共工事の品質確保の促進に関する法律の精神を尊重して優良な施工体制・品質が確保できる適正な価格での受注に努めるとともに、品質の低下、安全対策、労働条件等へ悪影響を及ぼす低価格受注は行わない。

### 三. 信頼される施工

国民の安全・安心と高齢化社会の到来を踏まえ、安全性、ユニバーサル・デザイン、省資源、環境保全の実現に重点をおき、建築基準法等の関係法令を遵守し、国民・社会から信頼される施工に努める。

### 四. 技術者・技能者の確保と技術・技能の継承

ものづくりの原点である技術力の研鑽に積極的に取り組み、優れた技術者、技能者の確保と、将来に亘って技術・技能の継承ができる環境づくりに努める。

### 五. 適正な労働環境の維持と改善

従業員の安全と健康の維持・確保は何よりも優先される最重要課題である。安全で快適な職場環境を確保するために、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、自律的な労働安全衛生対策を推進する体制整備に努め、安全第一主義を徹底する。

また、多様な人材、雇用・就労形態に相応しい労働環境を整備し、従業員の将来展望が描ける豊かでゆとりある雇用労働条件の確保に努める。

### 六. 環境問題への積極的対応

地球温暖化や環境汚染等の環境問題への取り組みが世界共通の課題となっている。建設業界においても廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図り、持続可能な循環型社会の形成に向けて、リデュース、リデュース、リユース、リサイクルの推進、建設副産物の適正処理、アスベスト等有害物質対策の徹底等に真摯に取り組み、地球環境の維持・保全に努める。

### 七. 公正透明な政治参加

政治、行政、発注者との健全かつ透明性の高い関係を構築するため、政治資金規正法、公職選挙法等の関係法令を遵守する。

### 八. 暴力団等の排除

建設業からの暴力団等の排除については、警察、発注者との連携を強化してこれまで以上に厳正に対処し、全ての建設工事において暴力団等による不正行為や不当介入の根絶に努める。

また、このような事態が発生した場合は、警察、発注者に対して速やかに通報するとともに、捜査に必要な協力を行う。

## 九. 地域社会への貢献

公益法人である本会並びに各都道府県建設業協会・会員企業は、地域社会を担う基幹産業であることを十分に認識し、建設業としての特性を生かし地域住民の安全・安心を確保するため、国・地方公共団体との災害協定に基づく応急復旧活動をはじめ、様々な防災・防犯活動に取り組む。

また、地域社会の一員として、河川・道路等の環境保全・美化活動や地域の伝統文化継承に対する協力など、社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、建設業の社会的使命の重要性等について情報の提供を行うなど、国民・社会から正しい理解とより信頼される関係の構築に努める。

## 十. 行動憲章の周知・徹底

本会並びに各都道府県建設業協会・会員企業は、本行動憲章を尊重して法令遵守体制の整備に積極的に取り組むとともに、従業員はもとより専門工事業者等への周知・徹底に努める。

また、本憲章に反する行為・事態が発生した場合は問題解決に全力で取り組み、原因究明と再発防止に努める。

平成十九年十一月二十二日

社団法人 全国建設業協会

総合評価方式（特別簡易型）の一部変更に伴う工事別評価点分布のシュミレーション

1. 一般土木工事における変更前後の変化の様子

述べ入札参加者数 468社 工事件数 122件 平成23年4～10月末迄のもの  
(土木部発注工事)

図1-1 一般土木工事における評価点数別分布  
(変更前)

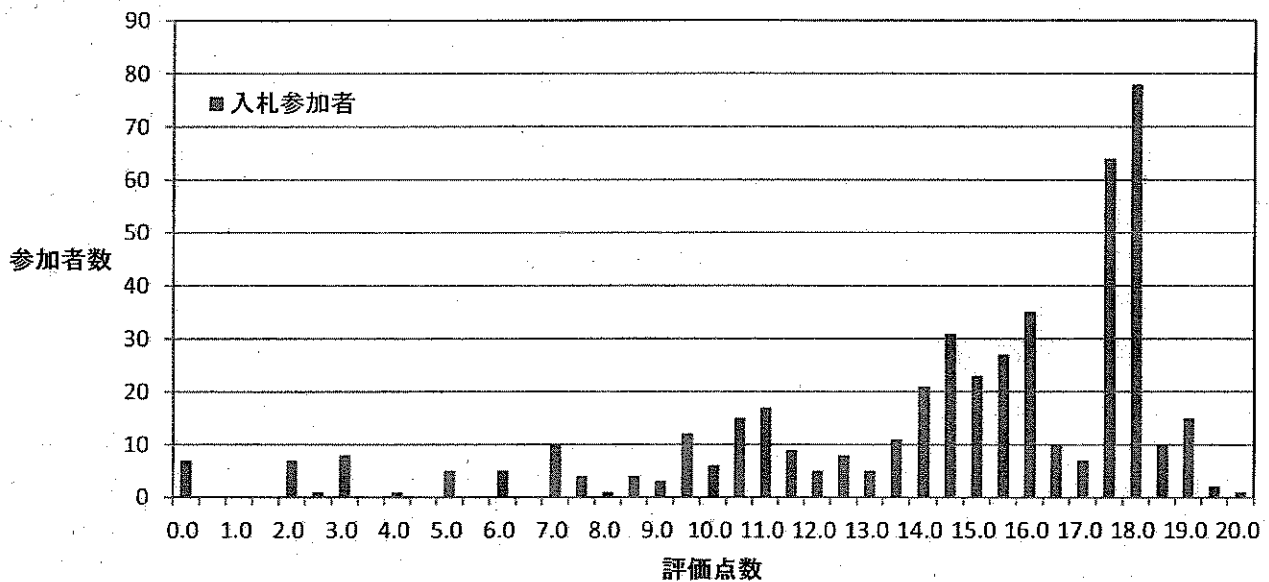
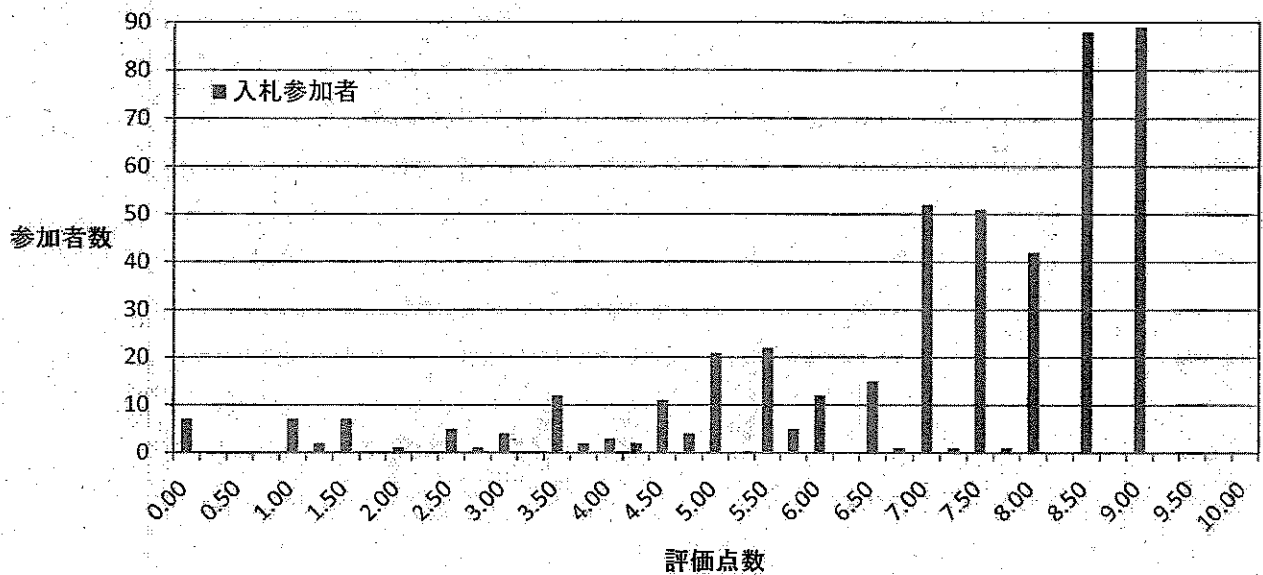


図1-2 一般土木工事における評価点数別分布  
(変更後)



2. 舗装工事における変更前後の変化の様子

述べ入札参加者数 339社 工事件数 86件

平成23年4～10月末迄のもの  
(土木部発注工事)

図 II -1 舗装工事における評価点数別分布(変更前)

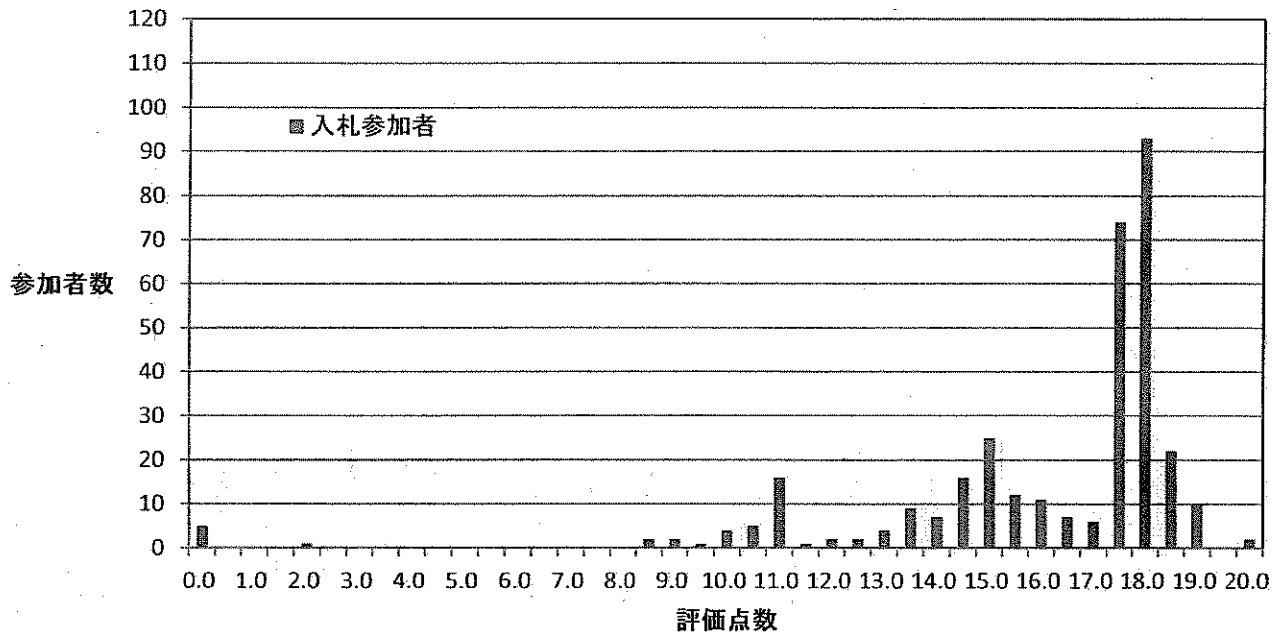
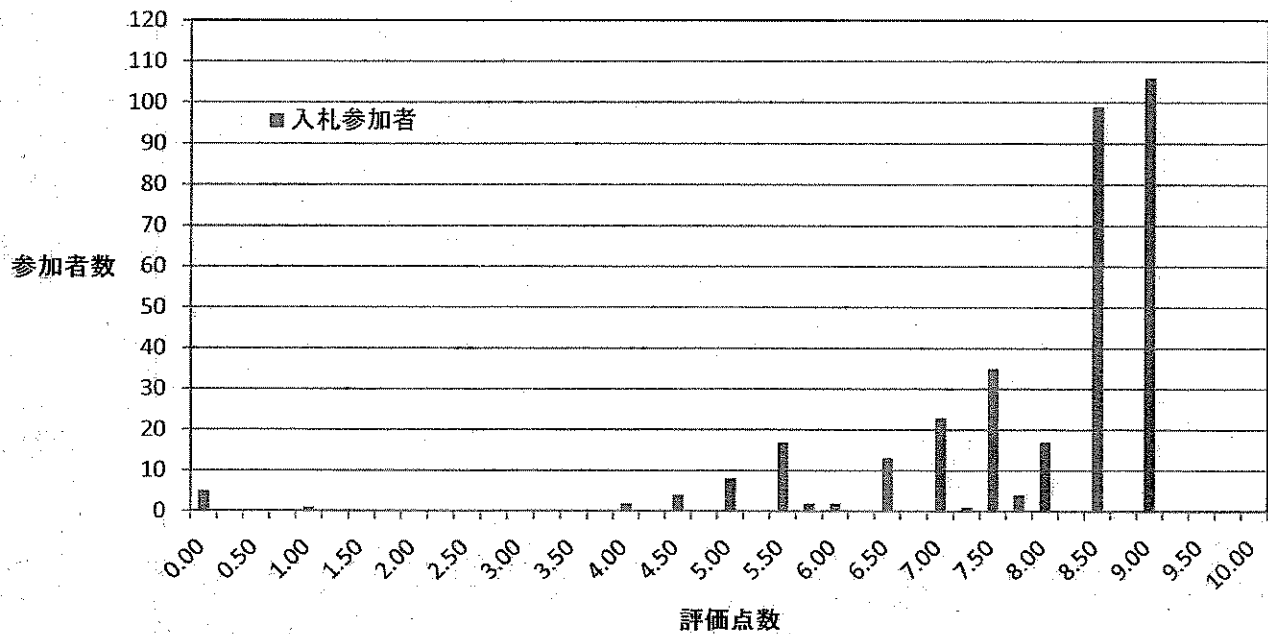


図 II -2 舗装工事における評価点数別分布(変更後)



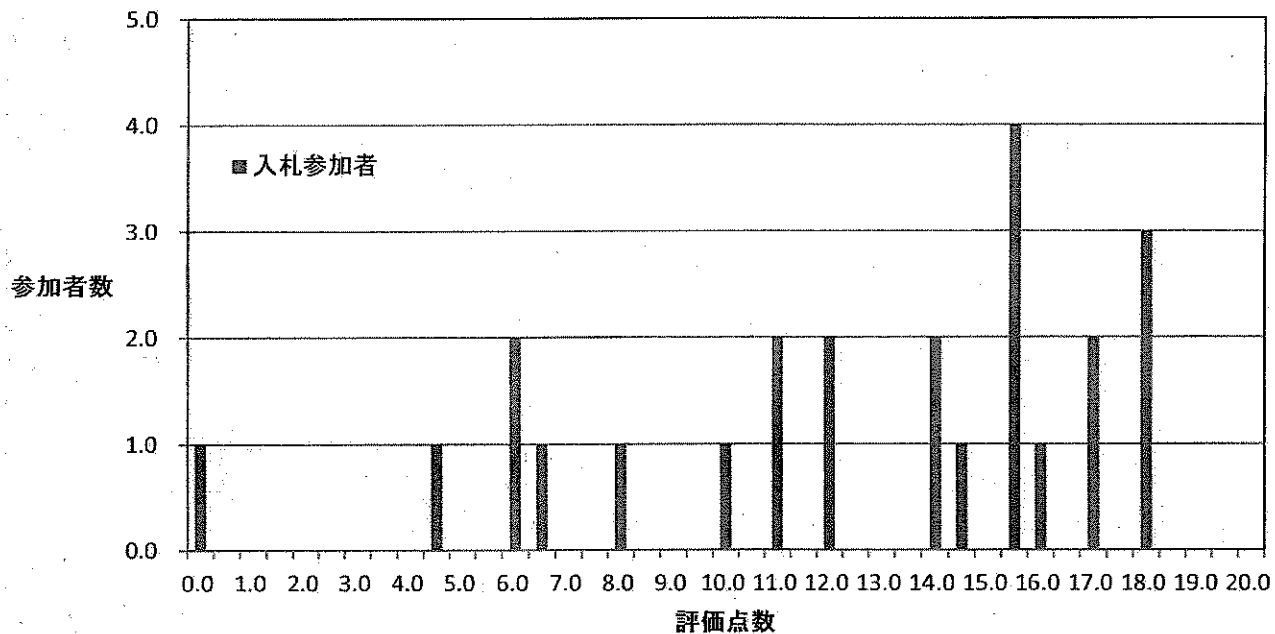
3. 建築工事における総合評価方式変更前後の変化の様子

述べ入札参加者数 24社

工事件数 4件

平成23年4～10月末迄のもの  
(土木部発注工事)

図III-1 建築工事における評価点数別分布(変更前)



図III-2 建築工事における評価点数別分布(変更後)

